

## 鹿屋体育大学附属図書館規則

[昭和60年7月3日]  
規則第13号  
改正 昭和63年4月1日  
規則第1号  
平成16年4月1日  
規則第41号  
平成29年6月5日  
規則第17号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第34条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に関して、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 附属図書館は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における教育研究活動に資するため、必要な図書、雑誌その他の図書館資料を一元的に収集し、整理し、及び保存し、かつ、本学の学生及び職員の利用に供する。また、学外に対しては、地域社会への開放を図り、内外における図書館活動に協力することにより、学術情報システムの発展に寄与することを目的とする。

### (委員会)

第3条 附属図書館の運営に関する事項については、学術情報・産学連携委員会のもとに置く図書専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議する。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の運営及び利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

### (事務)

第5条 附属図書館に関する事務は、学術図書情報課において処理する。

### 附 則

この規則は、昭和60年7月3日から施行する。

### 附 則（昭63.4.1規則第1号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則（平16.4.1規則第41号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平 2 9 . 6 . 5 規 則 第 1 7 号  
この規則は、平成 2 9 年 6 月 5 日から施行する。